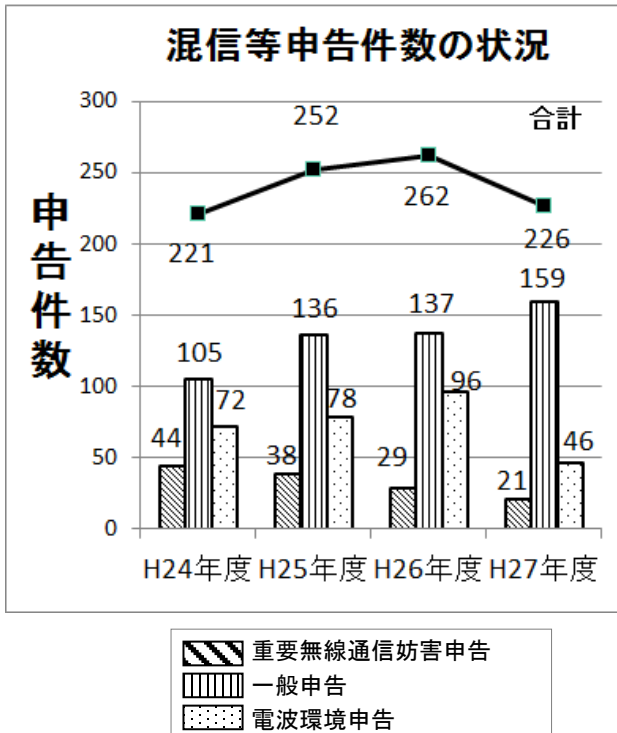


平成27年度 混信申告及び不法無線局等の措置状況

混信妨害、電波環境申告の状況

平成27年度の申告受付総件数は226件であり、昨年度と比べて13%減少し、重要無線通信妨害申告（携帯電話、海上関係、航空関係、消防・救急等の重要無線に対する混信妨害など）については21件と近年は減少傾向にあります。

一般申告（各種業務用、アマチュア無線、不法CB等に関する混信妨害など）は159件、電波環境申告（電話機、音響機器などへの障害）は46件となっています。また、電波環境申告の中には、電波が人体に与える影響についての相談も寄せられています。



1 電波監視による対応状況

(1) アマチュア無線の違反に対する対応

大型車両に設置されたアマチュア無線局の運用に対する申告が多く寄せられています。

電波監視により違反運用を確認した場合には、無線局運用者に対し電波規正用無線局による規正や文書による行政指導等を行っています。

なお、電波による規正に応じないなど、悪質な違反については、違反の経緯等について調査を行い、違反行為者に対して無線従事者の従事停止及び無線局の運用停止等の行政処分を行っています。

内 訳	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
規 正	661回	963回	503回	264回
文書による行政指導・処分	150件	165件	134件	17件
	183局	211局	170局	28局

○主な違反の例

- ・使用区別違反
レピータ（中継局）を介さずに直接通信、人工衛星を利用せずに直接通信を行うなど、周波数・用途・電波型式を守らずに運用。
- ・識別信号（コールサイン）不送出
コールサインを送出せずに運用（少なくとも10分に1回は、コールサインを送出すること。）

(2) 業務用無線（各種業務、簡易無線）の違反に対する対応

電波監視により確認した違反に対しては、調査を行った上で、運用者に対して文書等による行政指導や無線従事者の従事停止及び無線局の運用停止等の行政処分を行っています。

内 訳	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
文書による行政指導・処分	7件 43局	17件 97局	14件 25局	2件 6局

○主な違反の例

- ・免許の有効期限が満了後（失効）も、無線局を運用。
- ・免許を受けずに、無線局を運用。

2 捜査機関との共同取締り

不法無線局の対策として、路上や港湾等において、捜査機関（北海道警察や第一管区海上保安本部）と共同で取締りを実施し、不法無線局を確認した時は、摘発しています。

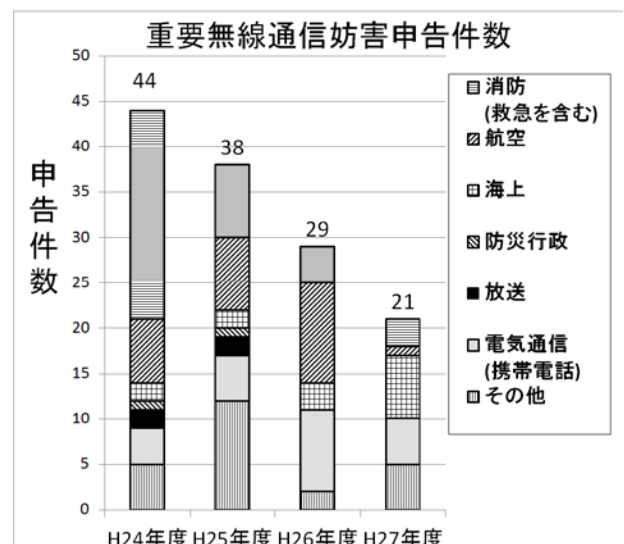
不法無線局に至った理由としては、再免許を失念し、そのまま運用していた。友人から無線機を譲り受けたが、免許を受けずに開設・運用していた事例などがあります。

内 訳	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
摘 発	35名 36局	35名 38局	39名 41局	40名 42局
行政指導	35名 35局	75名 75局	85名 85局	73名 73局

3 重要無線通信妨害及び不法無線局への対策






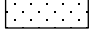

(1) 重要無線通信妨害への迅速な対応

重要無線通信に対する混信妨害申告21件に関し、妨害源を特定した10件については、原因者に対して自己設備の点検等速やかに措置するよう指導しました。また、妨害源を特定するまでに自然消滅した3件については、申告のあった周波数と、その



近傍の周波数も確認した上で、調査を終了しています。海上関係の方位確認依頼及び電気通信事業(携帯電話)に対する申告が他の重要無線通信に比較して多い状況にあります。

【年度】

対応結果	妨害源特定	10件				
	自然消滅	3件				
	確認依頼	7件				
	調査継続	1件				
	合計	21件				
	申告項目		H24	H25	H26	H27
	消防(救急を含む)		23	8	4	3
	航空		7	8	11	1
	海上		2	2	3	7
	防災行政		1	1	0	0
放送		2	2	0	0	
電気通信(携帯電話)		4	5	9	5	
その他		5	12	2	5	
合計		44	38	29	21	

(2) 外国規格無線機の使用に対する対応

日本国内での使用が認められていない外国規格無線機は、観光で来道する外国人が家族や仲間同士の連絡手段として使用する場合や、日本人がインターネットなどで購入して業務通信や私的通信に使用するような事例があります。

平成27年度の電波監視の結果、複数の外国規格無線機を業務に使用しているケースが散見されたので、今年度もさらに周知に努めていきます。

電波監視により確認した運用者に対しては、調査を行った上で、無線機を使用しないよう注意文書を送付しています。

【外国規格無線機の指導状況】

指導内訳	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
外国規格無線機	18件	51局	5件	16局	7件	22局	28件	116局
(内訳)法人(国内)	1社	3局	2社	8局	1社	6局	9社	38局
個人(日本人)	17名	48局	3名	8局	6名	16局	19名	78局
個人(外国人)	0名	0局	0名	0局	0名	0局	0名	0局
その他(国内・任意団体)	0団体	0局	0団体	0局	0団体	0局	0団体	0局

(3) 重要無線通信妨害の未然防止

重要無線通信の妨害の原因は、無線設備の誤操作又は設備不良によるものの他、本来、外部への電波発射を目的としない「電子機器」からの漏洩電波により、重要無線通信に対して雑音障害を与えるなど、多様化しています。

北海道総合通信局では、重要無線通信妨害に発展するおそれのある不明波の調査及び発射源を特定し排除を行うことにより、重要無線通信妨害の未然防止を図っています。